

事業所の区域の境界付近以外の場所に設置された放射線測定設備の取り扱いについて

### 1. はじめに（概要）

原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第11条第3項に基づき届け出ている核燃料サイクル工学研究所（以下、「研究所」という。）の放射線測定設備については10式あるが、このうちの3式は事業所の区域の境界付近以外に設置されている。これら3式の放射線測定設備について、法令要求との整合性を検討し、これまでの経緯を含め今後の対応を整理した。

### 2. 当該放射線測定設備の経緯

原災法が施行された時点で、研究所では再処理施設及び核燃料物質使用施設周辺の環境放射線を監視するためのモニタリングステーション2式及びモニタリングポスト8式の計10式を有していた。これらは、設備更新を実施しながら現在まで同じ位置に設置されている。（別紙参照）

このうち、モニタリングステーション1（ST1）、モニタリングポスト2（P2）及びモニタリングポスト4（P4）については、事業所の区域の境界付近以外（境界から100m以上離れた場所）に設置されている。

原子力事業者防災業務計画（以下、「計画」という。）を最初に作成する時点で、上記計10式のうち原災法第11条第1項に定める放射線測定設備に該当するものを検討した結果、最終的に10式すべてを放射線測定設備として計画に記載することとした。

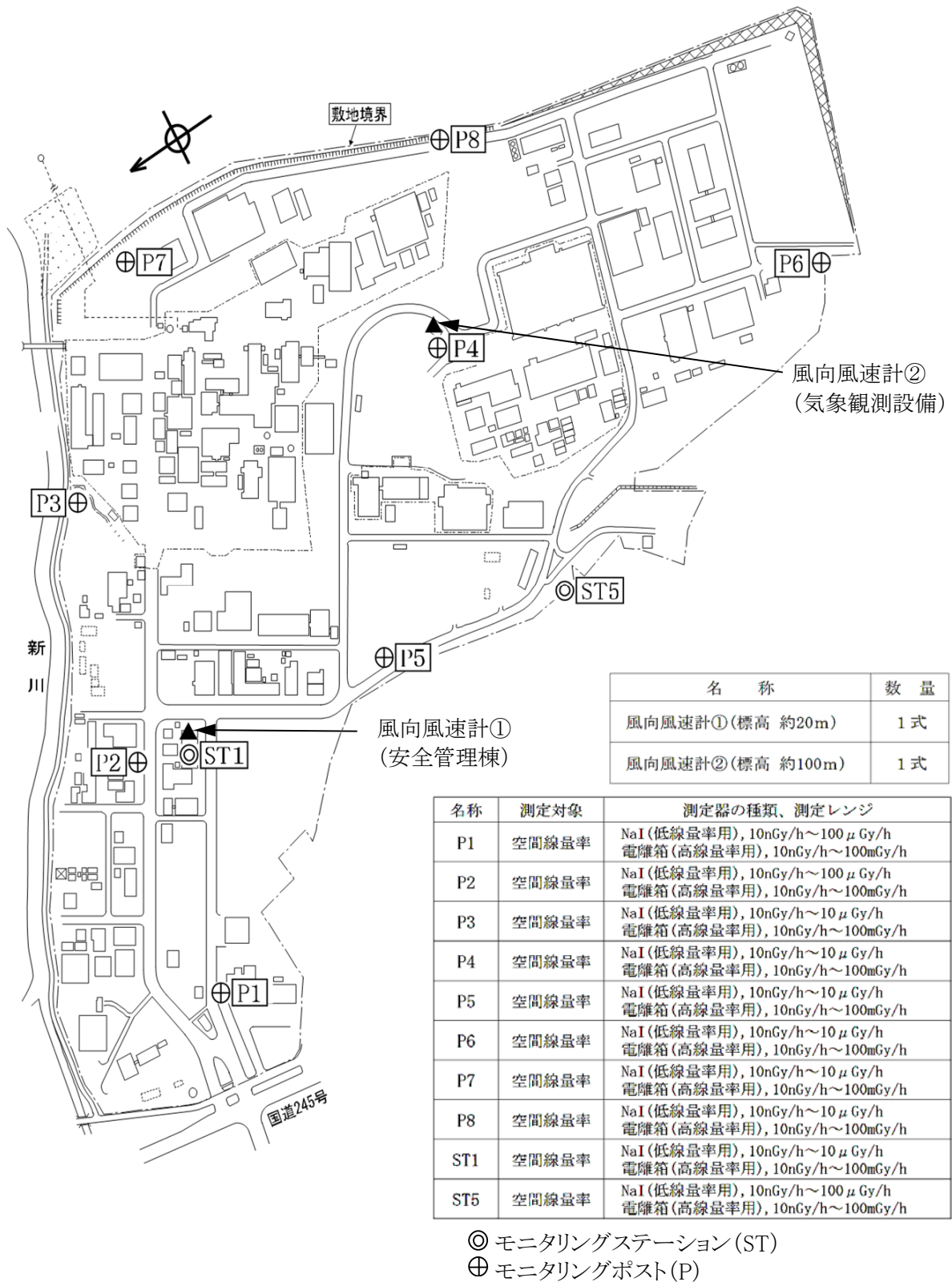
これら10式の放射線測定設備は、原災法第11条第3項に基づく届出を行い、その後、初回及び設備更新の都度原災法第11条第5項の検査にかかる面談及び検査を受検し、また原災法第32条に基づく立入検査における現場確認を受けてきており、これらを通して原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第8条に定める基準（当該原子力事業所内に2式以上設置されていること等）に適合していることの確認を受けてきている。

### 3. 今後の対応

上述した経緯があるものの、今回改めて通報に関する法令要求に照らして検討した結果、ST1、P2及びP4については、通報基準を超える放射線量を検出したとしても、設置場所が事業所の区域の境界付近以外であることから、計画に記載されたEAL(SE01/GE01) 該当の判断に用いるには適切ではないと考える。

以上のことから、ST1、P2及びP4については、計画の見直しの際に原災法上の放射線測定設備（原災法第10条第1項に基づく通報対象設備）から除外することとし、計画を修正するとともに、原災法第11条第3項に基づく放射線測定設備の現況について届出を行い、放射線測定設備を7式として運用していくこととする。

以上



別図-4 サイクル研究所敷地周辺の放射線測定設備